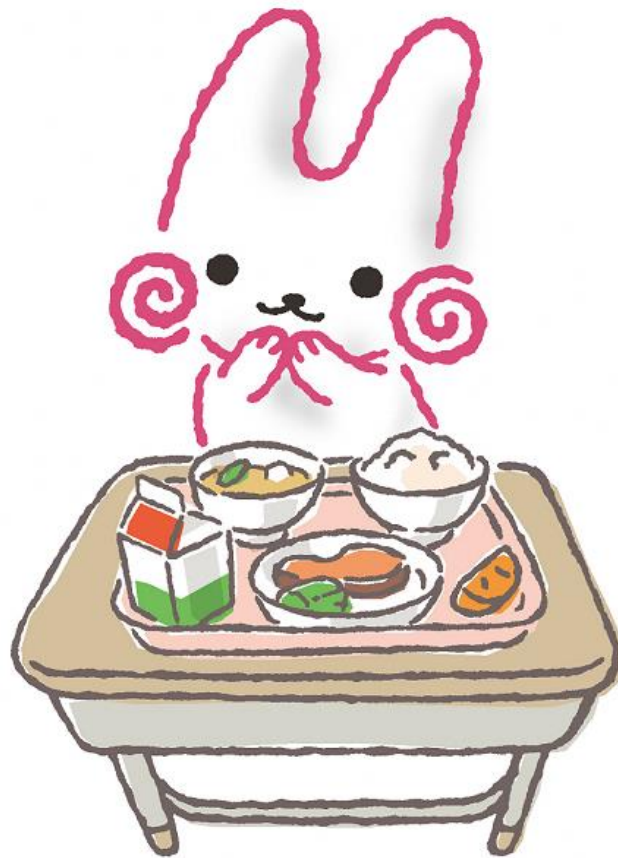


立川市学校給食の概要

～令和5年度版～



立川市教育委員会

学校給食課

目 次

1	組織・職員配置	1
	(1) 学校給食課組織図	1
	(2) 学校給食関連職員施設別配置表	1
2	小学校給食の概要	2
	(1) 小学校給食	2
	(2) 小学校給食の沿革	4
3	中学校給食の概要	8
	(1) 中学校給食	8
	(2) 中学校給食実施経過	9
	(3) 中学校給食の生徒喫食率推移	10
4	衛生管理	11
5	小学校給食食物アレルギー対応	12
6	食教育支援指導事業	12
7	学校給食共同調理場整備運営事業	13
8	食中毒対策	13
9	新学校給食共同調理場の整備	13
10	学校給食費公会計化事業	14
11	学校給食食材費高騰対策	14
12	資料編	15
	(1) 学校給食対象者数	15
	(2) 平均供給栄養量	16
	(3) 立川市学校給食に関わる要綱・基準等一覧	16
	(4) 学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策	17

1 組織・職員配置（令和5年5月1日現在）

(1) 学校給食課組織図

教育長 … 教育部長 … 学校給食課長（1名）

- 学校給食共同調理場 管理係（8名）給食係（11名）
学校給食共同調理場新設整備等担当（2名）
- 単独調理校8校 （55名）
- 共同調理場校11校 （33名）
- 中学校9校 （18名）

(2) 学校給食関連職員施設別配置表

①学校給食共同調理場

		共同調理場		共同調理場校	計
		常勤	会計年度（月給制）	会計年度（時給制）	
事務	課長	1			1
	係長	1			1
	主査	1			1
	係員	5		3	8
栄養士	係長	1			1
	係員	3	6		9
機械技師			1		1
配膳員				29	29
代替配膳員				4	4
計		12	7	36	55

※共同調理場の調理・配送は業務委託

②単独調理校

	第一小			第二小			第三小			第四小			第五小			
	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	再任用	会計年度（月給制）	会計年度（時給制）
栄養士	1			1			1			1			1			
調理員	3	1	1	3		2	4		2	3	1	1	2	2	2	1
	第六小			第七小			第八小			代替調理			計	合計		
	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	再任用	会計年度（月給制）	常勤	会計年度（月給制）	会計年度（時給制）				
栄養士	1				1		1						8			
調理員	2	1	1	1	1	1	4		1	1		6	47		55	

③中学校

	会計年度（時給制）
配膳員	18

職員合計	128名
------	------

2 小学校給食の概要

(1) 小学校給食

小学校では、単独調理方式、共同調理場方式ともに完全給食を実施しており、国の「学校給食摂取基準」や「立川市学校給食衛生管理基準」などに基づき、栄養バランスを考慮した献立を、市の栄養士が作成し、給食を提供しています。また、安全で安心な給食を提供するために、「立川市学校給食用材料調達事務要綱」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」に基づき、食材の選定を行うことにより、単独調理校8校と共同調理場校11校の全児童へ安全で安心な給食を提供しました。

①実施方法

ア) 単独調理方式

第一小学校から第八小学校までの8校で実施しており、各小学校所属の市の栄養士が献立を作成するとともに食材の選定・調達を行い、各小学校所属の市の調理員が調理をしています。

イ) 共同調理場方式

下表の11校を対象としてA・B2つの献立グループに分け、市の栄養士が献立を作成するとともに食材の選定・調達を行い、委託事業者が調理をして、各小学校へ配送しています。

(令和5年5月1日現在)

方式	ブロック	対象校	校数
単独調理方式		一小～八小	8
共同調理場方式	A	西砂小、南砂小、幸小、大山小、柏小、上砂川小	6
	B	九小、十小、松中小、新生小、若葉台小	5

※第一～第八小学校は令和5年度2学期から共同調理場方式となります。

②食材料

「立川市学校給食用材料調達事務要綱」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」に基づき、原則として国内産の、安全・安心かつ良質な食材料を使用しています。野菜等は立川産を優先して使用しています。

ア) 単独調理校

肉、野菜等の生鮮食品は、各学校の登録事業者の中から選定して発注しており、その他の乾物、調味料等については学期ごとに、見積もり合わせにより納入事業者を選定し、発注しています。

イ) 共同調理場

食材料の種類によって、年間、学期、月ごとに、登録事業者の見積もり合わせにより納入事業者を選定しています。生鮮食品等については、提出された見本から食材料評価表を用いて品質を確認し総合評価によって納入事業者を選定しており、より安全な食材料調達に努めています。

学校給食における地元農産物使用率（令和4年度）

小学校		中学校	全体
単独調理校	共同調理場		
23.9%	18.7%	10.6%	19.5%

③給食指導

1. 基本的な生活習慣の育成 2. 豊かな人間性の育成 3. 健康の保持・増進
を指導の重点として、単独調理校においては、各学校の給食主任、食育リーダー、担当栄養士を中心に、それぞれの学校にふさわしい年間指導計画を作成して、給食指導を実施しています。

また、共同調理場校においては、給食指導の給食主任会を年数回行うと共に、栄養士による学校訪問や食教育授業を通じて、給食指導の充実を図っています。

④給食費（1食単価）

（令和5年5月1日現在）

学年	単独調理校（小学校8校）			共同調理場（小学校11校）		
	1・2年生	3・4年生	5・6年生	1・2年生	3・4年生	5・6年生
1食単価	248円	263円	277円	243円	257円	272円

⑤給食実施回数（実績） 令和4年度 全校（19校）193回 延べ3,663回

(2) 小学校給食の沿革

①献立の形態

開始年度	型式	回数	内 容
昭和 22 年～	C型	週3回	汁物（味噌汁、シチュー等）
昭和 34 年4月～	B型	週4回	コッペパン、マーガリン等・脱脂粉乳ミルク・カレー等
昭和 38 年5月～	A型	週5回	パン、ジャム等（昭和 51 年より米飯導入）・脱脂粉乳ミルク（昭和 39 年より牛乳）・主菜・副菜・デザート

②牛乳導入

開始年度	内 容
昭和 39 年～	小学校8校 中びん 180ml
昭和 43 年～	紙パック（三角型・テトラパック） 180ml
昭和 45 年～	紙パック（三角型・テトラパック） 200ml
昭和 63 年4月～	紙パック（四角型・ピュアパック） 200ml

③米飯導入

開始年度	回 数	内 容
昭和 51 年～	月 2 回	単独校 8 校で開始 箸の使用開始
昭和 61 年～	月 4 回	単独校 8 校
昭和 63 年～	月 4 回	調理場校 13 校（平成 16 年統合により 12 校）で開始
平成 5 年5月～	週 2 回～1.5 回	単独校 8 校
平成 5 年9月～	週 2 回	調理場校 13 校
平成 19 年4月～	週 2.5 回	調理場校 12 校（平成 30 年統合により 11 校）
平成 19 年5月～	週 3 回	単独校 8 校

④食器関連年表

【単】＝単独調理校

【調】＝調理場校

開始年度	内 容
昭和 22 年～	【単】 平皿・椀（アルマイト）
昭和 38 年～	【単】 先割れスプーン
昭和 44 年～	【調】 平皿・椀（アルマイト）・先割れスプーン
昭和 45～46 年	【調】 ランチ皿（ポリプロピレン）
昭和 49 年～	【単】 平皿（ステンレス・小判型導入）・アルマイト食器併用
昭和 51 年～	【単】 箸（木製(南天・鉄木)・樹脂(タブレン・ポリカーボネート)） ※米飯導入
昭和 63 年～	【調・6 校】 ベーカー皿・仕切り皿・椀（ポリプロピレン）
平成元年～	【調・7 校】 ベーカー皿・仕切り皿・椀（ポリプロピレン） 箸（樹脂(タブレン)）
平成元年～	【調】 箸（樹脂(タブレン)）
平成 5 年～	【単・二、五小】 深皿・大皿・大椀・小椀（強化磁器） ※食器改善
平成 7 年～	【単・七小】 深皿・大皿・大椀・小椀（強化磁器） ※食器改善
平成 10 年～	【単】 ポリカーボネート製の箸をタブレン製に切り替える
平成 12 年～	【単・一、三、六小】 アルマイト・ステンレス併用【四、八小】 ステンレス食器
平成 14 年～	【単・一、三、四、六、八小】 ステンレス食器
平成 16 年～	【単・調】 補充用の箸をアミハード製とする
平成 25 年～	【調】 大皿・小皿・飯椀・汁椀（強化磁器） 箸（木製(京華木)） ※調理場移転統合
平成 26 年～	【単・一小】 大皿・小皿・飯椀・汁椀（強化磁器） 箸（樹脂(アミハード)） ※建替
平成 28 年～	【単・六小】 大皿・小皿・飯椀・汁椀（強化磁器） ※改築
平成 29 年～	【単・八小】 大皿・小皿・飯椀・汁椀（強化磁器） ※改築
平成 30 年～	【単・三小、四小】 大皿・飯椀・汁椀（PEN 食器） ※2学期から

⑤共同調理場校年表

開始年度	内 容
昭和44年1月	第一学校給食共同調理場開設
昭和44年1月	九小・十小・けやき台小・西砂小・南富士見小で学校給食開始
昭和45年4月	南砂小開校、学校給食開始
昭和46年4月	若葉小・幸小・松中小学校開校、学校給食開始
昭和47年4月	大山小開校、学校給食開始
昭和49年4月	学校給食課設置
昭和50年9月	第二学校給食共同調理場開設
昭和52年2月	柏小開校、学校給食開始
昭和53年4月	多摩川小開校、学校給食開始
昭和58年4月	上砂川小開校、学校給食開始
平成16年4月	多摩川小・南富士見小を統合し新生小開校
平成25年4月	第一・第二学校給食共同調理場移転・統合、立川市学校給食共同調理場開設
平成30年4月	けやき台小及び若葉小を統合し若葉台小開校
令和3年4月	けやき台小跡地に若葉台小新校舎建設

⑥単独調理校学校別年表

学校名	開始年度	給食の形態		施設整備・その他			
一小	昭和21年1月	昭和26年2月	C型	昭和34年1月	改築	昭和63年8月	改築
		昭和34年4月	B型	昭和47年11月	改築	平成26年9月	新築・食器改善
		昭和38年5月	A型	昭和58年8月	改築		
二小	昭和21年1月	昭和26年2月	C型	昭和35年12月	改築	昭和63年8月	改築
		昭和36年1月	B型	昭和41年3月	改築	平成5年8月	食器改善
		昭和38年4月	A型	昭和59年	都表彰		
三小	昭和21年1月	昭和26年2月	C型	昭和27年	改築	昭和63年	改築
		昭和34年4月	B型	昭和37年	改築	平成6年	改修
		昭和38年5月	A型	昭和43年	改築	平成30年	食器改善
				昭和52年	文部省優良校表彰		
四小	昭和21年1月	昭和26年2月	C型	昭和37年	改築	平成元年	改築
		昭和34年4月	B型	昭和41年	文部省優良校表彰	平成1年	改築
		昭和38年5月	A型			平成30年	食器改善
五小	昭和24年9月	昭和26年2月	C型	昭和30年	改築・拡張	昭和5年	増築
		昭和35年10月	B型	昭和35年	増築	平成5年	食器改善
		昭和38年5月	A型	昭和39年	改築	平成30年	改築
				昭和45年	改築		
六小	昭和25年4月	昭和26年2月	C型	昭和37年	改築		
		昭和35年10月	B型	昭和62年	改築		
		昭和38年5月	A型	平成28年4月	改築・食器改善		
七小	昭和33年3月	昭和35年10月	B型	昭和63年	改築		
		昭和38年5月	A型	平成7年	食器改善		
				令和2年	改築		
八小	昭和42年7月	昭和42年7月	A型	昭和42年	新築		
				平成29年4月	改築・食器改善		

※令和5年度1学期をもって単独調理方式は終了し、共同調理場方式へ移行します。

⑦給食費（保護者負担額）の推移

（単位：円）

期 間	単独調理校			共同調理校			備 考
	低学年	中学年	高学年	低学年	中学年	高学年	
昭和 63 年 4 月～	2,900	3,000	3,100	2,800	2,900	3,000	東京都学校給食栄養所量が三段に改訂
平成 2 年 4 月～	2,900	3,000	3,100	2,800	2,900	3,000	月額補助（外数） 低 100 円、中 250 円、高 400 円
平成 5 年 12 月～	3,400	3,500	3,600	3,300	3,400	3,500	同上
平成 6 年 4 月～	3,450	3,620	3,800	3,350	3,520	3,700	月額補助（外数） 低 50 円、中 130 円、高 200 円
平成 6 年 12 月～	3,500	3,750	4,000	3,400	3,650	3,900	補助金廃止
一食あたり単価	205	220	235	200	215	230	
平成 21 年 9 月～	3,700	3,950	4,200	3,600	3,850	4,100	一律月額 200 円を補助（外数）
一食あたり単価	217	232	247	212	227	242	
平成 22 年 4 月～	3,900	4,150	4,400	3,800	4,050	4,300	補助金廃止
一食あたり単価	230	245	260	224	239	254	
平成 28 年 10 月～	4,100	4,350	4,600	4,000	4,250	4,500	一律月額 200 円を補助（外数）
一食あたり単価	239	254	268	233	248	263	
平成 29 年 4 月～	4,300	4,550	4,800	4,200	4,450	4,700	補助金廃止
一食あたり単価	248	263	277	243	257	272	
令和 2 年 4 月～	4,413	4,670	4,926	4,310	4,567	4,824	
一食あたり単価	248	263	277	243	257	272	
令和 3 年 4 月～ （一食あたり単価）	248	263	277	243	257	272	月額は 1 食単価×月毎の給食実施予定回数

⑧食数の推移（各年度 5 月 1 日現在・教職員等を含む）（単位：人）

年 度	単独調理校 （8 校）	学校給食共同調理場		計
		旧第一	旧第二	
昭和 59 年度	6,093	4,503	3,564	14,160
平成 7 年度	3,920	2,688	2,805	9,413
平成 8 年度	3,875	2,618	2,706	9,199
平成 9 年度	3,819	2,546	2,675	9,040
平成 10 年度	3,811	2,596	2,655	9,062
平成 11 年度	3,810	2,498	2,707	9,015
平成 12 年度	3,849	2,468	2,714	9,031
平成 13 年度	3,900	2,448	2,717	9,065
平成 14 年度	3,900	2,541	2,680	9,121
平成 15 年度	3,827	2,701	2,697	9,225
平成 16 年度	3,824	2,788	2,808	9,420
平成 17 年度	3,796	2,840	2,881	9,517
平成 18 年度	3,742	2,883	2,912	9,537
平成 19 年度	3,765	2,885	2,966	9,616
平成 20 年度	3,702	2,928	2,949	9,579
平成 21 年度	3,734	2,947	2,981	9,662
平成 22 年度	3,685	2,970	2,988	9,643
平成 23 年度	3,635	2,940	3,003	9,578
平成 24 年度	3,599	2,920	2,958	9,477
平成 25 年度	3,124（7 校）	6,397（13 校）		9,521
平成 26 年度	3,147（7 校）	6,410（13 校）		9,557
平成 27 年度	3,609	5,885（12 校）		9,494
平成 28 年度	3,635	5,825（12 校）		9,460

平成 29 年度	3,798	5,773 (12 校)	9,571
平成 30 年度	3,200 (7 校)	6,420 (12 校)	9,620
平成 31 年度	3,899	5,793 (11 校)	9,692
令和 2 年度	3,722 (7 校)	5,873 (12 校)	9,595
令和 3 年度	3,997	5,698 (11 校)	9,695
令和 4 年度	4,032	5,537 (11 校)	9,569
令和 5 年度	4,008	5,639 (11 校)	9,647

※平成 25 年度

学校給食共同調理場移転・統合

※平成 25・26 年度

第一小学校建て替えにより共同調理場で調理

※平成 30 年度

5 月 1 日現在、第五小大規模改修により共同調理場から給食を提供。

また、旧けやき台小と旧若葉小が統合した結果、学校数は次のとおり。

- ・単独調理場校 7 校
- ・共同調理場校 12 校

※平成 31 年度

共同調理場の対象校 11 校

※令和 2 年度

5 月 1 日現在、第七小大規模改修により共同調理場から給食を提供。

- ・単独調理場校 7 校
- ・共同調理場校 12 校

3 中学校給食の概要

(1) 中学校給食

中学校給食は、国の「学校給食摂取基準」や「立川市中学校給食衛生管理基準」などに基づき、栄養バランス等を考慮した献立で、安全・安心な給食を提供しています。

平成9年に2校で試行実施を開始し、平成12年4月から本格実施、その後、校数を段階的に増やして平成14年10月から全9校で実施となり、令和5年度1学期まで次のように給食提供を行ってきました。なお、令和5年度2学期より共同調理場方式に移行し、新たに供用開始する学校給食東共同調理場から給食を提供します。

方式	調理	対象校	校数
弁当併用	シントミフーズ株式会社	第一・五・七・八中	4
外注給食方式	立川給食株式会社	第二・三・四・六・九中	5

①実施方法

ア) 弁当併用外注給食方式

家庭からの弁当か、民間調理業者が調理・盛り付けしたランチボックスによる給食のどちらかを選択できる方式で、献立の作成、食材材料の選定、調達等は市の栄養士が行っています。

イ) ミルク給食

弁当併用外注給食の実施日に合わせて、原則全員を対象として実施しています。

②食材材料

「立川市学校給食用材料調達事務要綱」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」に基づき、原則として国内産の、安全・安心かつ良質な食材材料を使用しています。野菜等は立川産を優先して使用しています。

食材材料の種類によって、年間、学期、月ごとに、登録事業者の見積もり合わせにより納入事業者を選定しています。生鮮食品等については、提出された見本で品質を確認した上で納入事業者を選定しており、より安全な食材材料調達に努めています。

③調理及び配送

ア) 調理は、市の選定基準および「立川市中学校給食衛生管理基準」に基づき、市内にある調理事業者2社へ委託しています。

イ) 委託事業者は市の調達した食材材料を使用して調理し、市の用意したランチボックスへ盛り付け、クラス別に配送ケースに入れ、各学校の配膳室に配送しています。また、容器回収、洗浄、消毒、保管、残菜処理も委託事業者が行っています。

ウ) 委託事業者の衛生管理に関しては、「立川市中学校給食衛生管理基準」に基づく指導を行っています。

④給食費 令和5年度1学期まで 1食 300円（ミルク代53.73円/本（消費税別）は別徴収）
令和5年度2学期から 1食 328円（飲用牛乳の代金を含む）

⑤予約方法

給食を喫食する生徒は、献立表や予約機で献立を確認した後、プリペイドカードを使用して、希望する日の給食を予約します。

⑥給食実施回数（令和4年度実績）（ ）内はミルク給食実施回数

学校名	回数	学校名	回数
立川第一中学校	177 (177)	立川第六中学校	178(178)
立川第二中学校	173 (173)	立川第七中学校	181(181)
立川第三中学校	187 (187)	立川第八中学校	176(176)
立川第四中学校	184 (184)	立川第九中学校	180(180)
立川第五中学校	190 (190)	計	1,626(1,626)
		平均実施回数	181(181)

(2) 中学校給食実施経過

年	月	日	内 容
S39	11		ミルク給食開始
H2	7		市長任命による「中学校給食問題調査委員」制度発足
3	10		上記委員の報告を踏まえた教育委員会の検討結果を市長に報告。「飽食・グルメの時代の中にあっても、中学生の食生活は必ずしも良好な状態にないので、中学校給食を実施することが望ましい。この場合『食』を選択できるような配慮したり、運営方法について十分に研究する必要がある。」
4	3	2	立川市第二次基本計画決定。「中学校給食について実施に向け条件整備を進める」
4	6		教師を中心とした「立川市中学校給食準備検討委員会」発足
4	6	24	市議会で「弁当併用・メニュー選択方式の給食の計画の早期策定と実施を求める請願」採択
6	2		「立川市中学校給食準備検討報告書」教育委員会に提出
7	3	17	教育委員会から「立川市立中学校の給食について」報告。基本方針は①弁当併用外注給食方式 ②市の栄養士による献立表の作成と給食の指導 ③管理システム(プリペイドカード方式)の導入
8	11	18	中学校給食準備担当主幹配置
8	12	20	立川市中学校給食試行実施検討委員会設置
9	2	1	中学校給食準備担当栄養士配置
9	4	23	中学校給食管理システム開発業者選定
9	5	1	民間調理事業者5/1号広報で公募
9	5	30	「立川市中学校給食試行実施計画」施行
9	7		「立川市立中学校給食調理等業務委託衛生管理基準」施行
9	7	9	民間調理事業者選定（協同組合立川給食センター（現 立川給食㈱））
9	10	20	中学校給食試行開始（第三中学校・第五中学校）1食265円
11	1	29	学校給食運営審議会に「中学校給食の本格実施について」諮問
11	9	6	学校給食運営審議会「中学校給食の本格実施について」答申 「弁当併用外注給食方式」での本格実施について、多数の意見により妥当である
12	4	1	中学校給食本格実施「立川市中学校給食実施概要」施行
12	10	20	中学校給食拡大実施（第二中学校・第七中学校）
13	8	1	2社目の民間調理事業者選定（シントミフーズ㈱）
13	10	18	中学校給食拡大実施（第六中学校・第九中学校）
14	9	12	中学校給食拡大実施（第四中学校）
14	10	18	中学校給食全校実施（第一中学校・第八中学校）
21	3	26	新中学校給食管理システム開発事業者選定
21	9	1	新中学校給食管理システム稼働
21	9	14	給食費改定（265円から287円へ（うち11円補助金））
22	4	1	補助金廃止
25	4	1	学校給食共同調理場移転・統合
26	9	1	中学校給食管理システム更新
28	10	1	給食費改定（287円から300円へ（うち7円補助金 ※3月まで））

(3) 中学校給食の生徒喫食率推移

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
喫食率（％）	38.2	40.2	43.1	48.4	52.7	59.6	65.5	66.7	68.1	66.9
年度（平成）	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
喫食率（％）	65.4	63.5	62.1	60.6	58.7	56.6	52.2	49.6	47.8	44.1
年度（平成・令和）	29	30	31	2	3	4				
喫食率（％）	43.9	42.3	44.0	42.8	41.4	42.6				

4 衛生管理

「立川市学校給食衛生管理基準」、「立川市中学校給食衛生管理基準」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」に基づき、次のとおり安全・衛生の確保に努めています。

(1) 施設・設備

調理施設・設備・配膳室においては作業動線を考慮した配置をし、常に補修、整理整頓、清掃、消毒を行い、調理用機器・器具類を適切に備え、また、日常点検、定期点検等を行うなど衛生管理の徹底に努めています。

(2) 従事者

毎月2回の腸内細菌検査や毎年10月から翌3月までの期間における月1回のノロウイルス検査、年3回の定期健康診断等により健康状態に常に注意しているほか、毎日の検温を実施するとともに、服装や手指についても、常に清潔にするようにこころがけています。

また、東京都等の団体が開催する各種研修への参加や、保健所の協力を得て衛生講習会を開催するなど、衛生管理に関する専門性の向上に努めています。

(3) 食材料

食材料の納入にあたっては、検収責任者立会いのもと、品質、品温、鮮度、賞味期限、規格、数量、異物混入等について確認し記録しています。

納入された食材料は、衛生管理のため一部を2週間冷凍保管しています。

(4) 調理・献立

野菜・果物等は下処理室で3回以上洗浄し、異物混入等を確認しています。

調理は、中心温度が75℃、1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は、85～90℃で90秒間以上）またはこれと同等以上の加熱を原則としています。献立ごとの作業手順にしたがって、調理器具等の取り扱い・使い分けに留意し、調理後2時間以内に喫食できるように努めています。調理後の食品については、共同調理場及び各学校で検食を行うとともに、衛生管理のため一部を2週間冷凍保管しています。

衛生管理上、非加熱のサラダについては提供を中止しています。

そのほか、残菜・廃品処理についても、分別を徹底し、汚臭・汚液が漏れないように適宜集積場に搬出し、搬出後は清掃を行っています。なお、給食の残菜等について、調理場分に関しては調理場に導入された処理機にて衛生的に処理したのち、肥料化することで、環境にも配慮しています。

(5) その他

配送・配膳・回収についても、同様に衛生管理の徹底に努めています。

児童・生徒に対しては、手洗いの励行や、小学校給食の配膳時は給食当番に白衣・マスク・帽子着用を指導しています。また、食材料の納入事業者に対し、従業員の腸内細菌検査の結果や食品の微生物及び理化学検査の結果について提出を求めるなど衛生管理の徹底を促しています。さらに、各調理施設及び配膳室については、每学期1回、薬剤師による衛生検査を実施しています。

5 小学校給食食物アレルギー対応

アレルギーのある児童が増加・多様化している状況の中、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、小学校現場をはじめとした関係者の情報共有のもと、安全・安心なアレルギー対応食の提供をしております。

保護者からの学校生活管理指導表等の提出のもと、保護者、学校関係者、栄養士で面談を行い、児童ごとに具体的なアレルギー対応を決定するとともに、毎月の献立について、保護者、学校と内容の確認を行い、調理・配膳過程においても確認作業の徹底を図っています。

また、教員を対象とした食物アレルギー対応研修を実施し、食物アレルギー事故の防止や緊急時の対応などについて知識及び対応力の習得を図っています。

アレルギー対応の経過

時 期	内 容
平成 25 年 4 月	①立川市小学校給食におけるアレルギー対応方針を策定 ア) 対応品目を単独調理校における場合と共同調理場における場合とで整理 イ) 乳アレルギーのある児童への豆乳の提供開始（希望者のみ） ウ) 卵・乳アレルギーのある児童への卵・乳抜きパンの提供開始 ②アレルギー対応専用調理室での調理開始（共同調理場）
平成 26 年 1 月	配膳ルールを全校統一
平成 26 年 8 月	食物アレルギー対応研修を開始
平成 28 年 4 月	対応品目を一部変更
平成 30 年 4 月	上記アレルギー対応方針を、内容と併せて「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に改定
令和 4 年 10 月	「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」を改正
令和 5 年 4 月	「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」を実施

6 食教育支援指導事業

近年、ライフスタイルの多様化などにより、子どもたちの食生活は大きく変化し、偏食や肥満による生活習慣病の増加などが指摘されています。

成長期にある児童・生徒に望ましい食習慣と自己管理能力を身につけさせるため、給食時間や食に関する授業において、栄養士が教員とチームティーチング方式で教壇に立ち、学校給食を教材として食教育支援指導を実施しております。

令和 4 年度は小学校 19 校で実施し、また、立川の農業者との協働による授業も、7 校で実施しました。中学校では 2 校で実施し、その他全中学校 9 校にポスター配布等啓発活動を行いました。また、ICT を活用し、動画配信も行いました。

さらに、令和 5 年度 2 学期から始まる立川市立小中学校における給食提供の新体制に伴い、調理場校の食教育支援として、「食に関する指導の全体計画」を新たに作成しました。

7 学校給食共同調理場整備運営事業

学校給食西共同調理場は、それまで2箇所に分かれていた学校給食共同調理場の老朽化対策と運営の効率化を図るため、平成25年4月から1箇所に統合して運営しています。

これは、民間事業者の資金とノウハウを活用するPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法によるもので、民間事業者と施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に契約しています。全体の契約期間は平成23年度～令和9年度で、およそ15%のコスト縮減を図りながら、より安全・安心でおいしい給食を提供しています。

8 食中毒対策

平成29年2月に学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒が発生したことから、「立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」からの提言を受け、本市の再発防止対策をまとめました。（対策はp15から掲載）

引き続き、この再発防止対策を徹底するとともに、安全・安心な給食を提供しています。

9 新学校給食共同調理場の整備

市長公約に基づく新学校給食共同調理場の整備については、公募市民、保護者、学校長、関係行政機関、有識者の計18名を委員とする学校給食運営審議会への諮問及びこれに対する答申、さらにはパブリックコメントを経て、平成30年2月に「学校給食共同調理場の新設に係る方針」を策定しました。同方針の策定後、建設用地について、国有地・市有地を含め、庁内で検討を重ね、平成30年9月に候補地を現学校給食共同調理場の東側国有地として公表しました。

平成31年度に実施した新学校給食共同調理場整備事業化調査等業務委託の検討結果を踏まえ、令和元年11月に、「新学校給食共同調理場整備基本計画」を策定しました。

令和2年10月に新学校給食共同調理場整備運営事業の入札公告を行い、令和3年3月に落札事業者を決定し、令和3年6月に事業契約を締結しました。事業の概要は以下のとおりです。

事業用地	立川市泉町 1156 番 18
調理能力	8,500 食/日（小学校 4,000 食、中学校 4,500 食の2献立） うちアレルギー対応食：最大4メニュー・150品/日
配送対象校	小学校8校（第一小学校～第八小学校）、中学校9校（全校）
スケジュール	事業契約締結 令和3年6月 事業期間 事業契約締結日～令和20年7月末日 設計・建設期間 事業契約締結日～令和5年6月末日 維持管理期間 令和5年7月～令和20年7月末日 開業準備期間 令和5年7月～令和5年8月 給食提供開始日 令和5年8月（配送校により異なる。） 運営期間 令和5年8月～令和20年7月末日

令和4年1月に、建設用地として現学校給食共同調理場の東隣国有地を取得後、令和4年5月より建設工事を開始し、令和5年6月に建設工事が完了しました。7月から名称を学校給食東共同調理場と定め、開業準備期間を経て、8月から中学校給食を、9月から小学校給食を順次提供開始します。

なお、配送対象校については、令和4年度から順次改修工事を進め、給食配膳室や配送車プラットフォーム等の整備を行いました。学校によっては引き続き必要な工事を進めていきます。

10 学校給食費公会計化事業

これまで学校ごとに「私費会計」として学校長が管理していた学校給食費を、市が歳入歳出予算に計上して管理する「公会計」への移行を、令和5年度から段階的に進め、教職員の負担軽減、保護者の利便性向上、給食費会計の透明性の向上を図るとともに安定的な給食提供を行います。

実施時期	対象校	納付方法
令和5年度1学期～	一小から八小を除く小学校 11校	口座振替
令和5年度2学期～	一小から八小、中学校	口座振替

11 学校給食食材費高騰対策

物価高騰により学校給食に使用する食材費へも影響が及んでいることから、給食費の値上げを行わず保護者の負担を回避するため、令和4年6月分から食材の購入費に対して補助を実施しています。令和4年度の対応は次のとおりです。

対応期間	補助内容
令和4年6月～11月分	一食あたり 10円
令和4年12月～令和5年3月分	一食あたり 15円

12 資料編

(1) 学校給食対象者数（令和5年5月1日現在）

		児童数	職員数	日割職員数	計	
単 独 調 理 校		3,619	259	154	4,032	
調 理 場 校		5,000	361	263	5,624	
合 計		8,619	620	417	9,656	
内 訳	単 独 調 理 校	一 小	530	45	20	595
		二 小	443	31	24	498
		三 小	565	39	11	615
		四 小	543	32	19	594
		五 小	632	44	21	697
		六 小	281	19	19	319
		七 小	181	19	19	219
		八 小	444	30	21	495
	共 同 調 理 場 校	九 小	581	40	25	646
		十 小	391	28	12	431
		西 砂 小	744	38	20	802
		南 砂 小	325	21	11	357
		幸 小	336	26	14	376
		松 中 小	466	30	16	512
		大 山 小	248	25	11	284
		柏 小	542	29	19	590
		上 砂 川 小	497	31	18	546
		新 生 小	340	28	17	385
		若 葉 台 小	530	36	26	592
共 同 調 理 場	小 学 校 担 当		16	0	16	
	(株)グリーンハウス		13	74	87	

中学校給食

		生徒数	職員数	日割職員数	計
立川給食(株)分		2,059	159	77	2,295
シントミフーズ(株)分		1,730	168	64	1,962
合 計		3,789	327	141	4,257
内 訳	一 中	433	32	24	489
	二 中	545	37	17	599
	三 中	423	30	17	470
	四 中	405	25	19	449
	五 中	645	44	13	702
	六 中	354	26	14	394
	七 中	468	35	14	517
	八 中	184	17	13	214
	九 中	332	20	10	362
	中 学 校 担 当		6	0	6
	立 川 給 食 (株)		18	4	22
シ ン ト ミ フ ー ズ (株)		37	1	38	

※学校給食提供の「対象者」とし、実際の喫食・非喫食を考慮しない人数です。

※教職員、事務職員、市事務嘱託、用務員、介護員、栄養士、調理員、配膳員などで、週5日勤務を基本とする職員は「職員数」、おおむね週2～4日、年間で100日ほど勤務する非常勤職員は「日割職員」です。

(週1日勤務や不規則勤務で週平均の算出が難しい場合は、対象外としています。)

※NPO法人等に通学している児童・生徒も「児童数・生徒数」に含みます。

(2) 平均供給栄養量（令和5年5月分、児童・生徒1人1回当たり）

		エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)
小学校	国標準 (中学年)	650	エネルギーの 13~20	エネルギーの 20~30	2未満	350	3
	市平均 (中学年)	633	15.5	29.5	2.3	337	2.0
中学校	国標準	830	エネルギーの 13~20	エネルギーの 20~30	2.5未満	450	4.5
	市平均	826	15.1	28.8	2.5	378	3.4

		ビタミン				食物繊維 (g)	マグネシウム (mg)	亜鉛 (mg)
		A (μgRAE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)			
小学校	国標準 (中学年)	200	0.4	0.4	25	4.5以上	50	2
	市平均 (中学年)	244	0.36	0.53	29	4.9	87	2.8
中学校	国標準	300	0.5	0.6	35	7以上	120	3
	市平均	286	0.47	0.65	41	6.1	112	4.0

(3) 立川市学校給食に関わる要綱・基準等一覧

要綱・基準名	施行	最終改正
立川市学校給食衛生管理基準	平成9年6月	平成30年4月
立川市学校給食用材料調達事務要綱	平成11年9月	令和5年2月
立川市立小学校給食費取扱要綱	平成14年4月	令和5年4月
立川市立中学校給食費等取扱要綱	平成16年9月	令和5年4月
立川市中学校給食調理等業務委託衛生管理基準	平成9年7月	令和3年3月 (廃止)
立川市中学校給食衛生管理基準	令和3年1月	—
食教育事業における支援指導実施要綱	平成17年4月	平成25年4月
立川市学校給食運営貸付金取扱要綱	平成25年4月	令和3年4月
立川市学校給食費アレルギー対応補助金交付要綱	平成25年4月	平成28年3月
学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～	平成29年3月	—

(4) 学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～

学校給食の再開に向けて

～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～

立川市教育委員会

平成 29 年 3 月 13 日

平成 29 年 2 月に発生した学校給食に起因する食中毒を受け、立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会の提言をもとに、食中毒を二度と起こさないために次の対策を講じる。

1 食材料の調達に関する対策

今回の食中毒は「キザみのり」が原因食材であった。この製造事業者を管轄する大阪市によると、製造事業者は海苔の加工を委託し、その委託事業者の衛生管理に問題があったとしている。そのため、食材料選定の際、次のことにより安全性を確認する。

(1) 原材料、原産地及び加工地・加工場、成分分析、非遺伝子組換えを証する書類の他、下記項目については書式を統一して提出させる。

①製造工程表：特に加熱殺菌の方法・温度・時間の記録

②微生物検査結果：一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌等の確認ができるもの

③製品の納入工程図

ア) 製造元から共同調理場に納入されるまでの工程

イ) 特に、製造者以外の事業者の関わりの有無や加熱処理後の充填方法が確認できるもの

(2) 加工場における従業員の衛生管理状況を確認する。

①従業員の検便実施状況

②従業員への衛生研修の実施状況

なお、主な食材料は、下表のとおりとする。

種類	主な食材料
小麦粉加工品	蒸し中華めん 冷凍うどん
こんにゃく	こんにゃく 白滝
大豆加工品	豆腐 油揚げ 生揚げ がんもどき
魚肉加工品	かまぼこ ちくわ さつま揚げ なんと
食肉加工品	ハム ベーコン ソーセージ
卵加工品	うずら卵
乳加工品	チーズ バター 生クリーム ヨーグルト
半加工品	焼売 春巻 餃子 コロッケ
缶詰	コーン・トマト・たけのこ缶
海そう	のり わかめ こんぶ

※製造工程で加熱した食材であっても、今回の「キザみのり」のように調理工程以外で非加熱として使用する場合、納入事業者に対し、(1)及び(2)に加え、新たに食材料の『ノロウイルス非感染検査証明書』を提出させる。

2 共同調理場での調理工程における対策について

共同調理場においては、安全性を確認した食材料についても、調理工程において次のことをすでに実施しているが、さらなる徹底を図ることとする。

(1) 原則として、食材料は共同調理場における調理工程において加熱調理（75℃以上1分間以上の確認として85℃以上1分間の確認、ノロウイルス汚染のおそれがある食品の場合は85～90℃で90秒間以上の確認）を徹底（加熱殺菌）して行い、記録をとる。

(2) 例外として、果物やミニトマトのように、加熱調理せずに提供する食材料については、国の学校給食衛生管理基準に沿った洗浄・消毒を行う。

・立川市の共同調理場においては、三槽シンクの2槽目において、電解次亜水（有効塩素濃度50ppm）による3分間程度の洗浄・消毒を行う。

3 共同調理場の調理従事者および施設・設備の衛生管理に関する対策

共同調理場における衛生管理は、国の学校給食衛生管理基準や給食調理場HACCP対応安全衛生マニュアル等に基づき対応を図っている。今回の食中毒の原因となったノロウイルス汚染の防止として、次の対応を図るとともに、引き続き衛生管理の徹底に努める。

- (1) 調理従事者のトイレ使用方法及びトイレの清掃・消毒の徹底
- (2) 調理従事者の手洗いの徹底
- (3) 調理室内で調理従事者がおう吐した場合の対策とシミュレーションの実施

立川市学校給食の概要

発行 令和5年（2023年）9月
編集 立川市教育委員会
教育部 学校給食課
立川市泉町1156-14
（学校給食共同調理場内）
☎ 042-529-3511
Fax 042-529-3516